

平成23年度 固定資産税・都市計画税の課税について

申告先・問 359-8501 市役所2階資産課税課
 ☎ 2998-9068 ☎ 2998-9409

◆住宅建て替え中に1月1日を迎える土地の所有者の方へ

平成23年1月1日(賦課期日)において住宅を建て替え中(未完成)の土地で、次のすべての要件を満たす土地については、住宅用地としての軽減措置を継続します。該当する方は申告してください。

- ①平成22年1月1日に住宅があったこと(住宅用地であったこと)
- ②平成23年1月1日に住宅の建て替え工事に着手していること
- ③平成23年12月31日までに住宅が完成すること
- ④原則として、建て替えの前後で敷地が同じであること
- ⑤原則として、平成22年1月1日と23年1月1日の土地所有者が同じであること(共有も可)
- ⑥原則として、平成22年1月1日と23年1月1日の住宅所有者が同じであること(共有も可)

【住宅用地に係る軽減措置】

小規模住宅用地の課税標準額の上限は次のとおりです。

- ・固定資産税：評価額の1/6
- ・都市計画税：評価額の1/3

小規模住宅用地とは、住宅用地のうち200㎡までの部分をいい、そのほかの住宅用地の課税標準額の上限は次のとおりです。

- ・固定資産税：評価額の1/3
- ・都市計画税：評価額の2/3

そのほかの住宅用地とは200㎡を超える部分で、家屋の床面積の10倍までの部分をいいます。

◆土地の利用状況が変わると税額が変わることがあります

住宅を壊して駐車場にしたり、駐車場だったところにアパートを建てたりすると、地目や税額が変わることがありますので、ご連絡

ください。固定資産税の評価上の地目は、賦課期日(平成23年1月1日)の利用状況で決まります。

◆固定資産の調査にご協力をお願いします

土地調査 土地の分筆、合筆等に伴い利用状況が変更された土地等について、固定資産税の評価額算定のために行なう調査

家屋調査 平成22年中に新築・増築された家屋について、固定資産税の評価額算定のために行なう調査(家屋の取り壊しをされた方はご連絡ください)

◆平成23年度償却資産(事業用資産)の申告

市内で事業をしている方は、平成23年1月1日現在、所有の償却資産について申告書を作成し、資産課へ提出してください(郵送可)。12月20日(月)までに申告書が届かない場合はご連絡ください。また、平成23年1月18日(火)までの申告にご協力ください。

◆住宅を改修した際の減額措置

	①耐震改修	②バリアフリー改修	③省エネ改修
対象	昭和57年1月1日以前に建築され、平成22年中に工事が完了した住宅	平成19年1月1日以前に建築され、平成22年中に工事が完了した住宅	平成20年1月1日以前に建築され、平成22年中に工事が完了した住宅
減額内容	床面積が120㎡までの部分 工事が完了した年の翌年度分から最高2年間、家屋の固定資産税の1/2を減額 ◎②③との重複は不可	床面積が100㎡までの部分 工事が完了した年の翌年度分のみ、家屋の固定資産税の1/3を減額	床面積が120㎡までの部分 工事が完了した年の翌年度分のみ、家屋の固定資産税の1/3を減額

事について、左表のとおり家屋に係る税額の減額措置があります。いずれも工事が完了した日から3か月以内に申告が必要です。

みんなで築こう 人権の世紀

12月4日～10日は「人権週間」です

世界人権宣言の第1条では、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」と定めています。

憲法では、この人間としての当然の願いを侵すことのできない永久の権利を「基本的人権」として保障しています。「人権」は私たちが社会で幸せに生活していくために必要であるにもかかわらず、「難しいもの」「堅いもの」といったイメージが先行し、普段はあまり考える機会がないという人も多いかもしれません。

しかし、現実には、日常生活のいろいろな面でいじめや差別、いじめや虐待、社会参加を阻む障壁などに悩み苦しんでいる人びとがいます。人は一人で生きているわけではありません。だからこそ、私たち一人ひとりが、日常生活の中で常に人権に対する正しい知識と人権を尊重する意識を持ち、互いに相手を思いやる気持ちを持つことが大切です。

誰もが幸せに暮らせるよう、家庭や職場、地域社会、学校生活の中で、差別や偏見をなくし、人権に関する正しい理解を深め、人権を尊重する社会を築きましょう。

◆人権推進・男女共同参画室

☎ 2998-9150 ☎ 2994-0706

◆第62回人権週間行事

日 12月4日(出)

場 さいたま市民会館うらわ (浦和駅から徒歩約10分)

▶ 第一部…午後1時～2時30分

内 平成22年度中学生人権作文コンテスト埼玉県大会表彰式

▶ 第二部…午後2時50分～4時30分

講演会 テーマ「生きているだけで百点満点」

講師 助産師・鈴木せい子さん

定 先着400人 ◎会場へ直接お越しください。

問 さいたま地方方法務局人権擁護課 ☎ 048-851-1000

◆定例人権相談

法務省から委嘱されている人権擁護委員が相談に応じます。秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

日 毎週火曜日午後1時～3時30分

場 市役所1階市民相談課

問 市民相談課 ☎ 2998-9092 ☎ 2998-9041

◎さいたま地方方法務局所沢支局 (☎ 2992-2677)でも相談に応じています。

所沢税務署からのお知らせ

問 所沢税務署個人課税第一部門 ☎ 2993-9100

相続、贈与等により年金形式で保険金を受給された方へ

相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の税法上の取り扱いを変更しました。これにより平成17年分から21年分までの各年分の納めすぎた所得税の還付を受けられる場合があります。

◎詳細は、国税庁HP (http://www.nta.go.jp) をご覧ください。

問 所沢税務署 ☎ 2993-9111

平成22年青色申告決算説明会

日 12月9日(木)午前10時～正午、午後2時～4時/市民文化センター ミュース・小ホール

対 青色申告者

内 青色決算書作成方法の説明

◎午前、午後とも同じ内容です。会場へ直接お越しください。

第64回所沢市成人のつどい

日 1月10日(祝)午前10時～10時30分 (受付)
 内 ▶ 式典…午前10時30分～11時
 ▶ つどい…午前11時～正午 (予定)
 対 平成22年4月2日から3年4月1日までに生まれた方

◎対象者には、12月上旬に案内状を郵送します。手話通訳を必要とされる方は、12月28日(火)までに社会教育課へ電話またはFAXでご連絡ください。

地区	会場	連絡先(公民館)
所沢(中央)	中央公民館	☎ 2926-9355
小手指	小手指公民館	☎ 2948-1295
富岡	富岡公民館	☎ 2942-3110
吾妻	吾妻公民館	☎ 2924-0118
柳瀬	柳瀬公民館	☎ 2944-2113
松井	松井公民館	☎ 2994-1222
新所沢	新所沢公民館	☎ 2924-2955
三ヶ島	三ヶ島公民館	☎ 2948-1204
山口	獅子(西武ドーム店)	☎ 2924-1224
新所沢東	新所沢東公民館	☎ 2943-0909
並木	市民文化センター・ミュース	☎ 2998-5911

問 社会教育課 ☎ 2998-9242 ☎ 2998-9167

所沢税務署の臨時職員を募集

募集人数 80人
 応募資格 満18歳以上の方
 勤務内容 パソコンへの入力作業・操作補助、来署者の案内、書類整理等

勤務期間 2月上旬～3月末

勤務日 原則として月～金曜日

勤務時間 午前9時～午後5時の間で5時間30分または7時間

時給 890円

勤務場所・申 12月28日(火)必着までに、履歴書(写真貼付)にパソコンの利用状況を具体的に記入し、359-8601並木1-7所沢税務署総務課 ☎ 2993-9112へ郵送

◎採用および採用期間等については、書類審査後、面接にて決定します。